

調査票情報の提供を申し出るに当たっての適正な手続の徹底について（注意喚起）

令和2年12月4日
総務省政策統括官（統計基準担当）室

統計法に基づく調査票情報の利用は、より自由で多様な検討を行うことを可能にし、学術研究の発展に大きく寄与することが期待されます。

他方、調査票情報の利用に当たっては、所要の手続に従った上で、適正に管理するための措置を講じることが統計法上求められています。

しかしながら、先般、利用者の変更について適正手続が行われなまま調査票情報の利用が行われるといった事案が発覚し、関係者に対して利用停止等の措置が講じられました。

また、調査票情報は一定の期間に限って提供されるものですが、利用期間の経過後も返却が行われず、さらには当該利用期間終了後に、その提供された調査票情報が利用されるといった事案も発覚し、関係者に対して利用停止等の措置が講じられました。

調査票情報の提供を受け、又は受けることを検討している皆様におかれては、関係法令並びに調査票情報の提供に関するガイドライン及び調査票情報の提供機関等が定める事務処理要綱に沿って、適正な手続を徹底していただきますようお願いいたします。

（参考）

「調査票情報の提供に関するガイドライン」（平成20年12月24日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）

総務省政策統括官（統計基準担当）室

統計企画管理官室 高度利用担当

s-2jiriyou@soumu.go.jp

（※ テレワーク推進中につき、お問い合わせはメールでお願いします。）